

# 平成28年第2回玉名市農業委員会総会議事録

平成28年2月5日（金）午後2時 玉名市役所4階会議室  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西嶋めぐみ
7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸	9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介
11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志	14番	下川 安
15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明	18番	取本 一則
19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一	22番	小山久仁江
23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正	26番	高田 優子
27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男	30番	平本 博
31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實
35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

5番 赤松 繁之 6番 横手 良弘

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂正一郎  
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村由香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 議 題

第9号 農地の買受適格証明願（耕作目的）について  
第10号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第11号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）  
第12号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第13号 農地の転用許可申請について（4条許可分）  
第14号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第15号 農用地利用集積計画の決定について  
第16号 農用地利用配分計画案の意見決定について

## 報 告

第3号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第4号 農地の形状変更届について

## 1. 開 会

○事務局長（福田高広君） それでは皆様こんにちは。ただいまから開会いたしたいと思ひます。

本日、38名中、赤松委員から欠席届けがあつておりまして、横手委員がちょっと遅れていらつしやるので、現在38名中36名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しておりますので、平成28年第2回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 永田会長より御挨拶をいただき、会議規則第4条により議長をお願いして進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。着席のまま御挨拶いたしますけれども、暦のうえでは春ということですが、まだまだ寒い日が続いております。まだきょう、あした、あさつてぐらいになると寒気もまた下つてきているようでございますので、農作物それぞれ注意したいと思つております。

それでは、早速ではありますが議事に入りたいと思ひます。

本日の議案は、議第9号より議第14号まで59件と、報告第3号より報告第5号の28件が提案されております。慎重なる御審議かたよろしくお願ひいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録の署名委員は、17番、高根委員と18番、取本委員をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入ります。

議第9号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第9号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成28年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、青野の申請人で、申請物件が青野の畑1,132㎡外5筆、6,885㎡を弟へ贈与するものです。

2番、三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の田834㎡を相手方の要望と経営

拡張による売買です。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,179㎡外1筆、計3,052㎡を労力不足と小作地取得による売買です。

4番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑1,089㎡を妻へ贈与するものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,037㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

6番、横島町と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,404㎡を労力不足と相手方の要望による売買です。

7番、熊本市西区と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,669㎡を農業廃止と経営拡張による売買です。

8番、熊本市西区と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田7,426㎡を農業廃止と経営拡張による売買です。

以上8件、合計23,406㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、技術、労働力、地域との関係をもみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

1番より説明を順次お願いいたします。

1番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。

この案件はですね、今度の同じ地区に住んでおられる兄弟の案件でありまして、別に問題ないと思ひまして許可相当と思ひます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、2番、どうぞ。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。2番について説明します。

1月28日に譲渡人と現地立ち合いを行っております。譲受人の経営拡張のための譲受人所有田の隣接地の田を取得するものであります。譲受人の農地所有の下限面積も満たしており、許可相当と判断するところであります。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

3番、どうぞ。

○19番（中嶋昭二君） 19番、中嶋です。

3番の案件は、譲渡人と譲受人は親類関係で、譲渡人は労力不足ということとし

た。そして、譲受人は長い間耕作されていたので、そのまま譲るということでした。譲受人は下限面積もあり、何も問題ないと思われます。許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。4番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は夫婦で、今回妻のほうへ贈与ということで、下限面積も満たされており、許可相当と思います。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。5番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足を譲受人は経営拡張、譲受人は高齢ですが、隣接地で譲渡人に頼まれ購入するものであり、将来子どもが跡を継ぎ、何ら問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、6番、どうぞ。

○33番（井本義和君） これは水田を売る人が労働不足で、長く買う人もそのまま水田を耕作していましたので、そのまま購入するそうです。何ら問題ないと思います。許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、7番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。7番と8番は同じなので7番と8番を一緒に説明します。

譲渡人と譲受人は、7番は母親、8番は兄弟、弟の関係です。家族でいろいろ事業をやっておられて、譲渡人は農業の部門を撤退し他の部門をされるそうです。譲受人のほうは労力も多く、特に問題はありませぬ。許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませぬか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようございませぬので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第9号については許可することに決定しました。

次に、議第10号、農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(福田高広君) 議第10号、農地の使用賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の畑682㎡外19筆、計20,539㎡を農業者年金受給により、平成28年2月5日から20年間契約するものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,623㎡を労力不足と相手方の要望により、平成28年2月5日から10年間契約するものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑805㎡外5筆、計3,915㎡を経営移譲により、平成28年2月5日から10年間契約するものです。

以上3件、合計26,077㎡を御提案申し上げております。

農地法第3条第2項の禁止規定から申請内容を審査しました。取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、また下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○7番(井上清晴君) 7番、井上です。1番の案件について説明いたします。

使用貸人は夫婦関係で、農業者年金受給のためのものでありますので、許可相当と判断いたします。以上でございます。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

2番、どうぞ。

○31番(永田眞一君) 31番、永田です。2番の案件について説明いたします。

貸人は労力不足、借人は経営拡張と相手方の要望でもあり、下限面積も満たされていますので許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございます。

3番、どうぞ。

- 33番（井本義和君） 33番、井本です。この件は親子でありますので、経営移譲をされます。何ら問題ないと、許可相当と思います。
- 議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。  
担当委員の説明が終わりました。  
何か御質問、御意見はございませんか。  
はい、どうぞ。
- 18番（取本一則君） 18番の取本ですが、この農業者年金受給のための1番ですけど、81歳と73歳で、この人は新規ですかね、再設定じゃないんですね。報告の12番でもともと貸してあったのを、今度は別の方に変えるわけでしょう。どんな関係の人だったんですか。これは住所も年齢も場所もなん書いてなかけんわからんばってん。
- 参事（西山美和君） 事務局が御説明いたします。この農地は再設定済みの農地で、奥さんのほうに貸し借りをするということです。
- 18番（取本一則君） この人は誰ね。
- 参事（西山美和君） （「子どもさんです。息子さん」と呼ぶ者あり）息子さんです。
- 18番（取本一則君） 息子さん、（「はい」と呼ぶ者あり）、息子さんを今度奥さんにするわけ、77歳の。
- 7番（井上清晴君） 息子さんはですね、熊本のほうに住んどんなはっどですたいね。（「息子さんが」と呼ぶ者あり）はい、ほっどであっちに迷惑かくつといかんということで、奥さんのほうに名義ばちょっと変えなはったですもん。
- 18番（取本一則君） ああ、なら息子さんの後継者で農業者年金受給ばしよんなはったわけ。
- 事務局長（福田高広君） はいはい、前しよんなはった。ほっどで再設定ばってん、ちよっと。
- 18番（取本一則君） これがほう、再設定なんかて何か書いてあるならわかるばってん、81歳まで年金受給もなんせんで、81歳になってから初めて年金ばもらいなはっどかなあて、それば聞かんならわからんじゃないですか、なあ、再生設定して、もうしてあったばってんが、子どもが来られんけん、作りに来られんけん母ちゃんのほうにしなはっど。これは良心的ですよ。熊本かっでんほんなこて来られんけんもう母ちゃんにしなわさすとばってん、熊本からでん来よるばいたていうなら、そのままいっちょとくなら年金ばそのままでくるごたる感じも受けるばってん、息子さんがほんなこて来られんけんていうことでさしたっだろだい。もう作り来られんけんて。（「そうです」と呼ぶ者あり）息子さんはずっと農業の後継者だったっだろけん。（「はい、そうですね」と呼ぶ者あり）今度は母ちゃんが農業の

後継者にならすわけたい。（「そうですね、はい」と呼ぶ者あり）ここらあたりがなんかね、農業者年金のもう受給しよんとならわからんもんだけん、初めてやるかて思うた。８１歳まで、ばってんがまだしてから精一杯しよんなる人もおんなはるけんね、年金ないらんばんていうちから、えらいしよらす人のおらすでしょうが。ほるけん初めて私はもらいますて。もう８１歳になったけんもらいますて。

（「そういう場合は経営移譲という言葉ですと思うんですけど」と呼ぶ者あり）うんうん、だけんそこでちょっと聞いたっですよ。すみません、わかりました。

○議長（永田知博君） はい、ほかに、はい、どうぞ。

○３番（清田順次君） 今のお話ですけどね、その農業年金を受給するためには、同居でなからないかんとですか。（「いや大丈夫」と呼ぶ者あり）構わないの。（「構わない」と呼ぶ者あり）構わない。（「同居しとかなんというわけでもないですよ」と呼ぶ者あり）ああ、距離とかそういうふうなのは関係なく。（「距離はやっぱ関係、耕作できる距離じゃないと、はい」と呼ぶ者あり）ああ、耕作できる距離ね。

○議長（永田知博君） それでは、ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、御意見もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第３条、農地の使用賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第１０号については、許可することに決定しました。

次に、議第１１号、農地法第４条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第１１号、農地の転用許可申請について。農地法第４条第１項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成２８年２月５日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

１番、申請物件が岱明町の畑２９９㎡で、転用目的は太陽光発電施設でございます。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第２種農地と判断し、他に適当な場所がないものと判断しております。

以上１件、合計２９９㎡を御提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査いたしました結果、いずれも不都合のないものと判断し、提案しております。

地元委員さんとも現地調査を行っておりますので、よろしくお願いいたします。  
申し訳ございません。施設面積のところが太陽光発電施設0.00となっておりますけど、299㎡に御訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いします。

○23番（中島浩輔君） はい、23番の中島です。

今、説明がありましたように、ここは第2種農地でありまして、公共投資の対象になっていない生産性の低い土地です。申請人は、太陽光発電の100枚のパネルで24kwの施設を造成するとのこと。ここでは生活排水は発生しませんので、あとは周囲の既設の畝を利用して、雨水については自然浸透を図り、隣接地等に流出しないよう対策を講じるということです。片面の道路側にはフェンスを接地するとのこと。何ら問題なく、許可相当と思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第11号については、許可相当と意見決定することに決定いたしました。

次に、議第12号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第12号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の畑241㎡外3筆、計494㎡で、転用目的は個人住宅及び進入路でございます。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

2番、申請物件が松木の田446㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、

都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

3番、申請物件が松木の田813㎡です。転用目的が共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

4番、申請物件が六田の田308㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

5番、申請物件が築地の田177㎡外1筆、計296㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

6番、申請物件が築地の田108㎡外1筆、計175㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

7番、申請物件が大浜町の田1,036㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、他に適当な場所がないものと判断いたしております。

8番、申請物件が寺田の畑510㎡外1筆、計534㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

9番、申請物件が岱明町の畑621㎡で、転用目的は建売住宅でございます。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が岱明町の畑381㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が岱明町の畑18㎡で、転用目的は太陽光発電施設への進入路でございます。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

12番、申請物件が岱明町の田677㎡外1筆、計1,172㎡で、転用目的は貸露天資材置場です。農地区分は、概ね10ha以上の農地の区分で、第1種農地と判断しております。原則不許可でございますけど、申請地に係る土地の周辺地域において、居住するもの日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能でございます。

13番、申請物件が天水町の畑517㎡のうち208㎡、転用目的は境内地駐車場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

14番、申請物件が天水町の畑107㎡で、転用目的は境内地駐車場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上14件、合計6,609㎡を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準の全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものと判断しましたので提案申し上げます。地元委員さんと同行のうえ、現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。1番の案件について説明します。

申請地は立願寺のスーパー栄屋前の道路を挟んだ北側の入り口ですね。第3種農地で、転用目的は個人住宅及び進入道路です。生活排水は北側道路の公共下水道に排水します。雨水は地下浸透により処理し、オーバーフロー分は南側の新設進入道路側溝に排水して、周囲の営農条件に支障を生じる恐れはないと判断して、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 2番から6番までですね、3番、清田が御説明を申し上げます。

2番の案件ですが、松木の児童公園の東側というふうなことで、場所はですね。松木地区の宅地基盤が整備された一画というふうなことでございます。申請目的は共同住宅というふうなことで、1棟という。木造の住宅で6戸の建設に伴う申請です。西側と東側は、現状は住宅地になっているところでございます。北側が玉名平野の用水路があるというふうなことで、玉名平野の雑種地というふうなことでございます。南側は市道で、給排水、汚水等の問題は現地調査では全くないというふうなことで、許可相当でございます。

3番の場所はですね、亀甲のダイレックスを挟んで鹿児島本線より北側の松木地区の宅地基盤をされた一画というふうなことで、そこに共同住宅1棟というふうなことで、木造でございます住宅を建てるということでございます。10戸の建設に伴う申請というふうなことで、西側と北側は住宅地です。また東と南は市道に隣接をしているというふうなことでございます。給排水等の問題は全くございませんので許可相当です。

4番ですけど、場所は六田公園の市道を挟んだ東側というふうなところ。西と南側は市道が走ってるところ。北側が一段高くなった住宅地というふうなことです。その東側は畑地というふうなことでございます。個人住宅1棟というふうなことで、木造2階建てというふうなことで、建設に伴う申請というふうなことでございます。何らここも整備された宅地ばかりのところでございますので、許可相当でございます。

それから5番ですが、場所はですね、マルエイの北側というふうなことで、北側で、築山小と玉名中学への通学に適した土地というふうなことで、南側が住宅地というふうなことで、東と西は農地というふうなことでございます。北側に市道があるというふうなことで、建物の内容は木造瓦ぶきというふうなことで、2階建てというふうなことでございます。北側に給排水は接続ということで、雨水は四隅に雨水浸透枡を設けるというふうなことでございますので、何ら隣接する土地に問題はないというふうなことでございますので、許可相当でございます。

6番でございますが、マルエイの築地店の北側というふうなことです。そこに都市計画道路立願寺線が走っておりますので、そこに南側が隣接をしてるというふうなことでございます。隣接地には農地はないというふうなことで、給排水、雨水等も現地調査の結果、何ら問題はございませんので、許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番、どうぞ。

○9番（荒木享二君） はい、9番、荒木です。7番目の案件について説明します。

申請地は大浜のカラオケの南のほうにあります。生産性の低い第2種農地です。申請地の隣には申請人が造成中の釣り堀がありまして、そのための駐車場を造りたいそうです。なお、釣り堀は申請され許可は出ています。雨水は敷地全体に砂利を敷き詰め自然浸透させるということになっています。生活排水・汚水は発生しません。周りの農内とは道路排水で隔離されているので、何ら問題ないと思います。許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番、どうぞ。

○13番（森川正志君） はい、13番、森川です。

この申請地はですね、地区内に地区道路として4m道路が通っております中の畑地なんですけれども、その4m道路に側溝もあり、市水が通っております。申請地を現地調査をしましたけれども、何ら問題なく許可相当じゃないかと思えます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、9番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。9番の案件を説明します。

本件の土地は第3種農地で、東は宅地、南と西は道路、北は農地です。周囲には住宅が建っており、また近くには大野小学校、岱明支所、大野保育園などがあって、個人住宅には大変良い場所かと思われま。

譲受人は玉名市で不動産業を営んでおられて、本件土地に木造平屋を2棟建築し、販売されるそうですが、給排水については東側に道路に上下水道が通っておりますので、その施設に接続する予定だそうです。雨水については、自然浸透させたり、集水枡を設けて南側の水路に放流する予定だそうです。被害防除については、東に宅地、南と西には道路、北は農地になっておりますので、造成中は十分注意をするとのことでした。また農地との高低差が70cmちょっとありますので、その境とは境界壁を設けて、近隣農地に被害がないように十分注意しますとのことですから、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10番、どうぞ。

○22番（小山久仁江君） 22番、小山です。10番の案件について説明します。

まず、使用貸人と使用借人さんの関係ですが、使用借人さんは近く使用貸人さんの娘婿となられます。申請地は岱明浄水場の東側にある第1種低層住居専用地域であり、第3種農地です。転用目的は個人住宅です。排水関係については、汚水は申請地南側の公共下水道に放流し、雨水は同じく南側の道路側溝に流します。また事業規模からみて適切な500㎡以下の面積であり、周辺の営農状況に支障を生じる恐れもないと認められることから、何ら問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

11番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 11番を報告いたします。23番の中島です。11番の案件について説明いたします。

ここは第2種農地です。その他の農地で農業公共投資の対象になっていない生産性の低い農地です。申請人は各地の太陽光発電施設で、570㎡の中の農地が18㎡の面積で、片隅にその農地がちょっと付いてるような形です。ここに引き込み柱ていうか電柱を設置し、残りは進入路の計画をされております。ここでは生活排水は発生しませんし、雨水は施設内に溜め枡を設置し、南側の排水溝に流すとのことです。何ら問題なく許可相当と思います。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

12番については始末書が添付されておりますので、事務局より朗読をお願いいたします。

○係長（上村健也君） — 12番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番の中島です。12番の案件について説明いたします。

今、始末書のほうの説明がありましたように、ここは第1種農地で、10ha以上の規模の農地の区画内にある農地です。それで譲受人は、今、説明があったように、歴代社長からこの土地を25年以上前から一緒に使っていたということで、そして土地の所有者のおじさんには売却という形で、以前からちょっと年齢的にもあるし、譲渡するということで、金銭のことは解決しておるそうです。現状はそのまま使用するというので、隣接地に以前、集団で麦作集団がこの地はなされておりました、隣接に倉庫が建ててあります。今現在、許可後は手洗い場が設けてあるので、雑排水として手洗いの放流と、雨水は敷地内の一面に溜め枡を設けて西側の排水溝に流すということです。あと南側のほうが倉庫があつて、北側のほうは隣との境に小さい排水溝があります。東側が道路に面しているところです。

以上です。許可相当と思いますので、よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、13、14番は同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。13番の案について説明します。

申請地は天水町の北側に位置している第2種農地です。転用目的は、申請人の参拝客の駐車場が不足しているとのことから、駐車場、大体6台止められますかね、として借入する件です。排水関係については、汚水は発生せず、雨水は地下浸透させます。

14番の案件について説明します。

申請地は天水支所の北側に位置している第2種農地です。転用目的は、申請人の参拝客の駐車場が不足しているとのことから、駐車場として一応3台ですね、として取得する案件について、排水関係について、排水は発生せず、雨水は地下水に浸透させます。

以上の説明いたしました2件につきまして、いずれも事業規模からみて適正な面積であり、周囲の農地条件に支障を生じる恐れもないと認められますので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番の取本ですが、12番の1種農地の資材置場ですよ、始末書が付いてあるんですけど、以前から無断転用だったようで、この土地は今、麦作のなんかで今、説明がありましたけど、農地の面整備とかなんとかは行われた土地ですか。全然面整備に国の補助金とかなんか打ち込んでない。（「別になかと思いますね」と呼ぶ者あり）全然（「あっておりません」と呼ぶ者あり）一切打ち込んでないわけ。（「はい」と呼ぶ者あり）いやあるんだったら補助金返納かなんかも出てくるかなと思って。（「特にありません」と呼ぶ者あり）

ここの周りは、その10haの中のほとんど中心部じゃないけど、一番端っこかなんかにあるんですか、これは場所的には。

○事務局長（福田高広君） 端っこです。住宅がつながるところです。この前に10haあります。

○18番（取本一則君） ああそうですか、わかりました。

○議長（永田知博君） ほかにございませんか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） それでは、ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第12号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第13号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第13号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について次のとおり決定する。平成28年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められてお

ります。今回は14ページから16ページまでの集積でございます。

所有権移転が2件の859㎡、利用権設定が30件の104,567㎡で、合計32件、105,426㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、御提案申し上げております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

全員異議がないものと認め、議第13号については、原案どおり決定することになりました。

次に、議第14号、買入協議を行う旨の通知の要請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第14号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により買入協議を行う旨の通知の要請について。

下記の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく利用権の設定等（所有権の移転）について、あっせんを受けたい旨の申し出があったので、農地中間管理機構等を含めた利用調整等を行ったが、不調に終わったため、同法第16条第1項の規定により、玉名市長に対し同法第16条第2項の規定による申出者への通知をするよう要請するものでございます。平成28年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博君。

大浜町からの申請人で、あっせんの申し出がございました。農地は大浜町の畑19,842㎡で、平成28年1月19日に申出者により公益財産法人熊本県農業公社を交え調整を行いましたけど不調に終わっております。

理由といたしまして、所有者の申し出価格が10a当たり100万円ということで、これに対し農業公社が最近の近傍地の買収価格については、10a当たり70万円から80万円であり、この金額が妥当であろうということで、結局価格の不一致で不調に終わっております。しかしながら、ここは優良農地であり、認定農業者等に売り渡さなければならない物件として、市長に対し買入協議の申し出を要請す

るものでございます。

また、あっせん調整日が1月19日で、毎月議案の締切りが1月15日を超えておりますが、この通知はあっせんの申し出があった日から3週間以内に行うことと定められておりますので、本日の総会に議案として提出をいたしております。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、1番、説明をお願いいたします。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。

この農地は横島干拓の大栄のJ R九州ファームの南側に位置し、約2町の広さがある優良農地です。所有者の中山さんは、高齢のため農業をリタイヤしたいが、長年手を入れて守ってきた農地をそのままにはしておけないと公社へのあっせんの申し出をされました。今回は価格の不一致で不調に終わっておりますが、事務局の説明どおり、認定農業者など地域の望ましい担い手に農地利用をしてもらうために、市長に買入の協議を要求することは妥当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

買入協議を行う旨の通知の要請について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第14号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第3号から5号を一括して事務局より説明をお願いいたします

○事務局長（福田高広君） 18ページでございます。

報告第3号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成28年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は18ページから24ページまで25件、計81,982㎡の解約の通知を受理しております。

次に、25ページでございます。報告第4号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成28年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は2件の合計1,496㎡の届出を受理しております。

最後に26ページ、報告第5号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理しましたので報告します。平成28年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、1件の19,082㎡の届出を受理しております。

以上で3件の報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局より報告がありました。質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、質問もないようでございます。本日予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

## 6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。その他の案件で何か御質問ございませんか。

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（永田知博君） ないようですので、それでは慎重なる審議をいただきましてまことにありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時20分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成28年2月5日

玉名市農業委員会会長                      永田 知博

農 業 委 員                                      高根 政明

農 業 委 員                                      取本 一則